○国土交通省告示第千三百十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき告示で定めた航空情報を提供する場所のうち、航空情報を口頭（無線電話によるものに限る。）により提供する場所を次のように変更し、令和八年十二月一日から適用する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

提供する場所	所在地
新千歳空港事務所	北海道千歳市　新千歳空港内
花巻空港出張所	岩手県花巻市　花巻空港内
山形空港出張所	山形県東根市　山形空港内
福島空港出張所	福島県石川郡　福島空港内
成田空港事務所	千葉県成田市　成田国際空港内
静岡空港出張所	静岡県牧之原市　静岡空港内
大阪空港事務所	大阪府豊中市　大阪国際空港内
南紀白浜空港出張所	和歌山県西牟婁郡　南紀白浜空港内
出雲空港出張所	島根県出雲市　出雲空港内
山口宇部空港出張所	山口県宇部市　山口宇部空港内
福岡空港事務所	福岡県福岡市　福岡空港内

○国土交通省告示第千三百十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の十一の規定により、同法第二十六条の八第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十六条の二十三第二号の規定により、公示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　一

(二)　登録講習実施機関の氏名又は名称　一般財団法人　全国建設研修センター

(三)　登録講習実施機関の変更後の代表者の氏名　福田　由貴

○国土交通省告示第千三百十二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　06

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称　一般社団法人　日本トンネル専門工事業協会

(三)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う者の住所　東京都港区芝公園三丁目五番二十二号　機械振興会館別館二〇二号室

(四)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区芝公園三丁目五番二十二号　機械振興会館別館二〇二号室

(五)　変更年月日　令和八年十一月一日

○国土交通省告示第千三百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　といのり沢

二　砂防法第二条の土地の表示　静岡県静岡市駿河区丸子の区域内の土地のうち、次の一点から二十四点までを順次結んだ線及び一点と二十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°56′47.2173″	138°19′39.2817″
2	34°56′46.7968″	138°19′38.1277″
3	34°56′47.4215″	138°19′37.5146″
4	34°56′48.3263″	138°19′37.9533″
5	34°56′49.9256″	138°19′36.3541″
6	34°56′49.9371″	138°19′34.4218″
7	34°56′48.4925″	138°19′34.5999″
8	34°56′47.9894″	138°19′33.4085″
9	34°56′47.0483″	138°19′32.5604″
10	34°56′46.4710″	138°19′31.2073″
11	34°56′46.1530″	138°19′30.6849″
12	34°56′45.0965″	138°19′29.3955″
13	34°56′45.6235″	138°19′26.8515″
14	34°56′47.1704″	138°19′27.6117″
15	34°56′48.4995″	138°19′27.8919″
16	34°56′51.3397″	138°19′29.5014″
17	34°56′52.0143″	138°19′31.7884″
18	34°56′51.1343″	138°19′33.9748″
19	34°56′50.5848″	138°19′34.8950″
20	34°56′50.8161″	138°19′36.3814″
21	34°56′49.5786″	138°19′37.8621″
22	34°56′48.2580″	138°19′38.6658″
23	34°56′47.4647″	138°19′38.3030″
24	34°56′47.5005″	138°19′39.1350″

○国土交通省告示第千三百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　清流沢

二　砂防法第二条の土地の表示　静岡県静岡市駿河区丸子の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°56′46.7968″	138°19′38.1276″
2	34°56′45.9243″	138°19′38.3795″
3	34°56′42.8937″	138°19′36.0463″
4	34°56′42.6276″	138°19′33.1760″
5	34°56′43.6561″	138°19′31.4407″
6	34°56′45.0966″	138°19′29.3954″
7	34°56′46.1530″	138°19′30.6848″
8	34°56′46.4711″	138°19′31.2072″
9	34°56′47.0483″	138°19′32.5603″
10	34°56′47.9895″	138°19′33.4084″
11	34°56′48.4924″	138°19′34.5998″
12	34°56′48.5651″	138°19′35.5343″
13	34°56′47.4215″	138°19′37.5145″

○観光庁告示第十八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、次の登録研修機関から代表者の氏名、住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月二十九日

観光庁長官　木村　典央